

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2023年度）

住 所 香川県高松市浜ノ町8番33号

事業者名 四国旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 四之宮 和幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
多度津駅	・関係自治体との施工計画調整後、バリアフリー化のための詳細設計を実施する。	・関係自治体との施工計画調整が完了
端岡駅	・内方線付き点状ブロックを整備する。(2023年度)	・計画通り実施済み

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各設備の維持管理	・各設備が継続して機能を維持できるように、定期的な検査や取替等の適切な維持管理に努める。	・計画通り実施済み
運行情報提供設備の拡充	・列車の運行情報を表示し、ならびに音声でご案内するデジタルサイネージ型の運行情報提供設備を46駅に設置する。(2023年度)	・計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客様への介助、お声かけ	・お身体の不自由なお客様に応じた介助、お声かけを実施する。	・計画通り実施済み
放送による呼びかけ	・一般のお客様に、お身体の不自由なお客様への配慮・支援の協力依頼を放送で呼びかける。	・計画通り実施済み
乗務員による乗降介助の試行	・鳴門線において、乗務員による車いすご利用のお客様の列車乗降のお手伝いを試行。	・計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HP、ポスター掲出による情報提供	・HPや駅掲出物で駅営業時間等をお知らせする。	・計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士の資格取得促進	・ 駅係員等を対象に、サービス介助士の資格取得を促進する。	・ 計画通り実施済み(2023年度は、39名が資格を取得)
サービス研修の実施	・ 駅係員を対象とした接客研修を実施する。	・ 計画通り実施済み(接客研修を2023年度は、23回開催、275名が受講)
障がい者が参加する訓練の実施	・ 障がいをお持ちの方に参加いただき、駅等での介助に関する訓練を実施する。	・ 計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけ・サポート運動の展開	・ 同運動のポスターの作成・掲出、放送による呼びかけなどにより、周囲のお客様にもご協力いただき、社会全体で見守り支えあえるように取り組む。	・ 計画通り実施済み
ポスターの掲出	・ 各省庁、団体、全国の鉄道事業者等が実施する啓発活動のポスターを、駅や車内に掲出する。	・ 計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

自治体等が開催するバリアフリーに関する会議等に参加し、障がい者の方のご意見を伺い、社内で情報共有を図った。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表

(4) その他

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

別表1の通り

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(2024年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在地(都道府県市町村)	一日当たりの利用者数	無人駅の有無	公共交通等移動円滑化促進法の適用の有無	段差への対応	プラットフォームの幅	段差が解消されるプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設備	傾斜	路面	視覚誘導プロットの設置の有無	案内表示の有無	設置の有無	対応の有無							
高松	予讃、高德	香川県 高松市	23,274	人		○	4	4	基	基	基		箇所		○	○	○	○	○	4	○			
香西	予讃	香川県 高松市	1,070	人	○		2		基	基	基	2	箇所			—	—	○						
鬼無	予讃	香川県 高松市	1,214	人	○	○	2	2	基	基	基	1	(1)箇所			×	○	○	2					
端岡	予讃	香川県 高松市	2,408	人	○		3	1	基	基	基	2	箇所			×	○	○	2	○				
国分	予讃	香川県 高松市	666	人	○		2	1	基	基	基	2	(1)箇所			×	○	○						
讃岐府中	予讃	香川県 坂出市	506	人	○		2		基	基	基		箇所			—	—	○			○			
鴨川	予讃	香川県 坂出市	602	人	○		2		基	基	基	2	箇所	○		×	○	○	2	○				
八十場	予讃	香川県 坂出市	222	人	○		2		基	基	基	2	箇所			—	—	○						
坂出	予讃	香川県 坂出市	9,602	人		○	2	2	2	(2)基	3	基	箇所			○	○	○	2	○				
宇多津	予讃	香川県 綾歌郡 宇多津町	4,488	人	○	○	2	2	2	(2)基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○				
丸亀	予讃	香川県 丸亀市	7,414	人		○	2	2	2	(2)基	3	基	箇所		○	○	○	○	2	○				
讃岐塩屋	予讃	香川県 丸亀市	722	人	○		2		基	基	基	2	箇所			—	—	○						
多度津	予讃、土讃	香川県 仲多度郡 多度津町	3,832	人			2		基	基	基	2	箇所			×	○	○	2					
海岸寺	予讃	香川県 仲多度郡 多度津町	146	人	○		1		基	基	基		箇所			×	○	○						
津島ノ宮(臨時)	予讃	香川県 三豊市	4,734	人	○		1		基	基	基		箇所			×	—	—						
詫間	予讃	香川県 三豊市	1,462	人	○	○	1		基	基	基	1	箇所			×	○	○	1					
みの	予讃	香川県 三豊市	376	人	○		1		基	基	基	1	箇所			×	—	○						
高瀬	予讃	香川県 三豊市	1,180	人	○		1		基	基	基	1	箇所			×	○	○	1					
比地大	予讃	香川県 三豊市	238	人	○		1		基	基	基	1	箇所	○		—	—	○						
本山	予讃	香川県 三豊市	462	人	○		1		基	基	基	1	箇所			×	○	○						
観音寺	予讃	香川県 観音寺市	2,820	人			3	1	基	基	基	2	(1)箇所			×	○	○	2					
豊浜	予讃	香川県 観音寺市	324	人	○		1		基	基	基	1	箇所			×	○	—	1					
箕浦	予讃	香川県 観音寺市	12	人	○		1		基	基	基	1	箇所			×	×	—						
川之江	予讃	愛媛県 四国中央市	1,004	人	○	○	1		基	基	基	1	箇所			○	○	○	1					
伊予三島	予讃	愛媛県 四国中央市	1,626	人	○	○	2		基	基	基	1	箇所			×	×	○	2					
伊予寒川	予讃	愛媛県 四国中央市	274	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	×	—						
赤星	予讃	愛媛県 四国中央市	174	人	○		1		基	基	基	1	箇所			—	—	—						
伊予土居	予讃	愛媛県 四国中央市	518	人	○		1		基	基	基	1	箇所			×	○	—						
関川	予讃	愛媛県 四国中央市	88	人	○	○	1	1	基	基	基		箇所	○		—	—	—						
多喜浜	予讃	愛媛県 新居浜市	154	人	○		1		基	基	基		箇所			×	○	—						
新居浜	予讃	愛媛県 新居浜市	3,906	人		○	2	2	2	(2)基	基	2	箇所	○	○	○	○	○	2	○				
中萩	予讃	愛媛県 新居浜市	204	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	○	—						
伊予西条	予讃	愛媛県 西条市	2,898	人		○	2	2	2	(2)基	基	2	箇所	○	○	○	○	○	2	○				
石鎚山	予讃	愛媛県 西条市	64	人	○		1		基	基	基		箇所			×	×	—						
伊予水見	予讃	愛媛県 西条市	60	人	○		1		基	基	基	1	箇所			—	—	—						
伊予小松	予讃	愛媛県 西条市	466	人	○		2	1	基	基	基		箇所			—	○	—						
玉之江	予讃	愛媛県 西条市	120	人	○		1		基	基	基	1	箇所	○		—	—	—						
壬生川	予讃	愛媛県 西条市	1,290	人	○	○	2	1	基	基	基	1	箇所			○	○	○	2					
伊予三芳	予讃	愛媛県 西条市	262	人	○		2	1	基	基	基		箇所			—	○	—	2					
伊予桜井	予讃	愛媛県 今治市	474	人	○		2		基	基	基		箇所			×	×	—						
伊予富田	予讃	愛媛県 今治市	232	人	○		2		基	基	基		箇所			×	×	—						
今治	予讃	愛媛県 今治市	4,178	人		○	2	2	2	(2)基	3	基	箇所		○	○	○	○	2	○				
波止浜	予讃	愛媛県 今治市	180	人	○		2		基	基	基		箇所			×	○	—						
波方	予讃	愛媛県 今治市	114	人	○		2		基	基	基		箇所			—	—	—						
大西	予讃	愛媛県 今治市	260	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	○	—						
伊予亀岡	予讃	愛媛県 今治市	74	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	×	—						
菊間	予讃	愛媛県 今治市	232	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	○	—						
浅海	予讃	愛媛県 松山市	108	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	○	—						
大浦	予讃	愛媛県 松山市	32	人	○	○	1	1	基	基	基		箇所			—	—	—						
伊予北条	予讃	愛媛県 松山市	1,710	人	○	○	2	1	基	基	基	2	箇所			×	○	○	2					
柳原	予讃	愛媛県 松山市	270	人	○		1		基	基	基	1	箇所			—	—	×						
粟井	予讃	愛媛県 松山市	736	人	○		2		基	基	基		箇所			×	○	○						
光洋台	予讃	愛媛県 松山市	222	人	○		1		基	基	基	1	箇所			—	—	×						
堀江	予讃	愛媛県 松山市	338	人	○		2		基	基	基		箇所			×	×	○						
伊予和氣	予讃	愛媛県 松山市	650	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	○	○						
三津浜	予讃	愛媛県 松山市	998	人	○		2	1	基	基	基		箇所			×	○	○						
松山	予讃	愛媛県 松山市	11,600	人		○	2	2	2	(2)基	基		箇所		○	○	○	○	2					

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

(2023年度)

住 所 香川県高松市浜ノ町8番33号

事業者名 四国旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 四之宮 和幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
8000系特急電車	・8000系特急電車3両1編成に転落防止用ホロを設置する。 (2023年度)	・計画通り実施済み

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各設備の維持管理	・各設備が継続して機能を維持できるように、定期的な検査や取替等の適切な維持管理に努める。	・計画通り実施済み
行先・案内表示器の更新取替	・1200型気動車、8000系特急電車の行先・案内表示器について、視認性の良いフルカラーへの更新取替を25両に実施する。(2023年度)	・計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客様への介助、お声かけ	・お身体の不自由なお客様に応じた介助、お声かけを実施する。	・計画通り実施済み
放送による呼びかけ	・一般のお客様に、お身体の不自由なお客様への配慮・支援の協力依頼を放送で呼びかける。	・計画通り実施済み
乗務員による乗降介助の試行	・鳴門線において、乗務員による車いすご利用のお客様の列車乗降のお手伝いを試行。	・計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HP、ポスター掲出による情報提供	・HPや駅掲出物で駅営業時間等をお知らせする。	・計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士の資格取得促進	・ 駅係員等を対象に、サービス介助士の資格取得を促進する。	・ 計画通り実施済み (2023年度は、39名が資格を取得)
サービス研修の実施	・ 駅係員を対象とした接客研修を実施する。	・ 計画通り実施済み (接客研修を2023年度は、23回開催、275名が受講)
障がい者が参加する訓練の実施	・ 障がいをお持ちの方に参加いただき、駅等での介助に関する訓練を実施する。	・ 計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけ・サポート運動の展開	・ 同運動のポスターの作成・掲出、放送による呼びかけなどにより、周囲のお客様にもご協力いただき、社会全体で見守り支えあえるように取り組む。	・ 計画通り実施済み
ポスターの掲出	・ 各省庁、団体、全国の鉄道事業者等が実施する啓発活動のポスターを、駅や車内に掲出する。	・ 計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

自治体等が開催するバリアフリーに関する会議等に参加し、障がい者の方のご意見を伺い、社内で情報共有を図った。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表

(4) その他

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道 (特急等車両)	56 編成 (157 両)	0 編成 (0 両)	0 編成	54 編成	38 編成	44 編成	27 編成
普通鉄道 (その他)	190 編成 (247 両)	60 編成 (91 両)	118 編成	109 編成	96 編成	86 編成	25 編成
(合 計)	246 編成 (404 両)	60 編成 (91 両)	118 編成	163 編成	134 編成	130 編成	52 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	